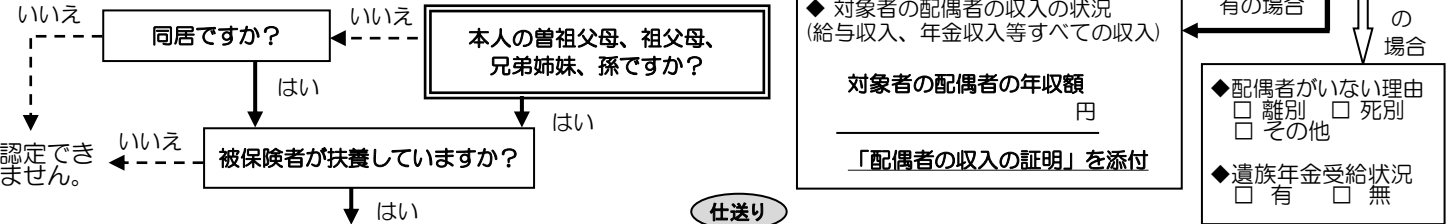


扶養認定対象者状況届(2枚目)【その他用】

〔手順〕 はい、いいえに○をし、該当する項目に必ず **チェック☑** や **記入** をしながら進んでください。
「必要書類」を確認し、必ず添付をお願いします。

対象者氏名	続柄	年齢	配偶者
			有・無

スタート



別居 or 単身赴任 どちらかに○をし、別居の場合は仕送額についてお答えください。
 (被保険者が単身赴任し、留守宅に居住している場合は記入不要・仕送り証明不要)

〔仕送り額〕 毎月 円 年間 円
 「振込みの控えもしくは現金書留の控え」など直近3回分を添付

就労していますか?
 (パート・アルバイト含む)

この届出をする1年以内に勤めていたことがありますか?
 (パート・アルバイト含む) 【退職日 年 月 日】

はい → 雇用保険の失業給付を受けていますか?

失業給付

[1] 受給中 …… 「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の写しを添付
 *氏名・離職年月日・基本手当日額、処理年月日が記載されたページ

*下記基本日額以上の場合は認定できません。
 3,612円(60歳未満)
 5,000円(60歳以上または障害年金受給者)

[2] 受給権なし 受給権を放棄

受給申請前 受給待期中 ※受給延長

① 「雇用保険(失業給付)受給に関する誓約書」と
 ② 「退職日が確認できる書類」
 (「退職証明書」、「源泉徴収票」(退職日記載のもの)の写しを添付
 ※受給延長の場合のみ、①②に加え
 後日「雇用保険受給延長通知書」の写しを提出

[3] 受給終了
 「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の写しを添付
 *氏名・離職年月日・基本手当日額が記載、【支給終了】の印字があるページ

いいえ → 「直近3ヶ月の給与明細」の写しを添付 (前年度源泉徴収票不可)

〔年収見込額の算出〕 *給与、賞与とも控除前の総支給額。通勤交通費含む。

① 直近3ヶ月の給与総支給額の合計 = 円

② 年収見込額を下記の式により算出します。
 [算出式] ① × 4 = 年収見込額 円

*賞与がある場合は「賞与の明細」も添付し、上記②の年収見込額に 賞与(年間分)をプラスした額を記入

*給与明細は、会社名・氏名が確認できるもの。手書きの場合は社名印が必要。

*雇用形態変更により収入が減る場合は「雇用契約書」「労働条件通知書」等を添付(年収見込額が算出できるもの)。(収入が減る前の給与明細は不要)認定後「3ヶ月分の給与明細(写し)」提出により実態を確認します。

*事業主の人手不足等の事情に伴う一時的な収入増の方は「雇用契約書」の写しと「事業主証明書」(原本)を添付

年金収入 円/年間 **年金その他**
 「直近の年金額と氏名記載の通知書」の写しを添付
 (老齢厚生年金・厚生年金基金・国民年金・障害年金・遺族年金・恩給・企業年金等の「年金振込通知書」の写し等)

手当金収入 円/年間

自営業収入 円/年間

農業収入 円/年間

事業収入 円/年間

不動産収入 円/年間

その他()による収入 円/年間
 *自営業・農業・事業・不動産等の各収入は、直接的必要経費控除後の額を記入

「受給資格者証」や「給付金通知書」の写しを添付
 直近の税務署が受領したことが分かる「確定申告書」と「収支内訳書」、「青色申告決算書」等の写しを添付

[直接的必要経費とはみなさない項目]
 減価償却費、貸倒引当金、貸倒金、雑費、青色申告特別控除、租税公課、広告宣伝費、損害保険料、利子割引料、福利厚生費、交際費、諸会費、新聞、図書費など

はい → その他の恒常的な収入がありますか?

いいえ → 現在全く収入がない方は「非課税証明書」を添付
 *前年の給与収入や別の所得があったために「課税証明書」が発行されてしまう場合は添付不要
 ただし「退職日が確認できる書類」を添付

失業給付 ([2]②参照)

年収トータル(※)は 130万円未満(60歳以上・障害年金受給者は180万円未満) かつ 被保険者の年収の1/2未満ですか?

はい → 【必須】世帯全員、続柄記載の「住民票」を添付(本籍不要、マイナンバーなし)
 →別居の場合は、被保険者本人と対象者それぞれの世帯全員の「住民票」を添付

いいえ → 認定できません。

*必要により上記以外の確認書類を求める場合があります。

*住民票・非課税証明書等 公的証明書は3ヶ月以内に交付の原本に限ります。

*記入もれやチェックもれ、書類の不備は認定遅れの原因となりますのでご注意ください。

○60歳以上で年金未受給の場合は「年金未受給に関する誓約書」を添付

○自営業廃業者は「廃業届」の写しを添付

(※) 年収トータル: 給与収入について事業主証明書のある方(一時的な収入増の方)は当該証明書に記載されている「雇用契約等により本来想定される年間収入」を使用して計算してください。